

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	タービン主要弁スイッチボックスの点検において、ケーブル端末部に処理不良が認められたため、当該端末部を修理	G III	
2	5号機	タービン建屋換気空調系2階フロア空調機用冷却装置（B）が自動停止し、その後、送風機（A・B）及び圧縮機（A・B）の再起動不可が認められたため、当該冷却装置を点検・修理	G III	
3	5号機	不活性ガス系の窒素ガス供給用送ガス弁（6号機側）の保護カバーアクリル窓に破損が認められたため、当該保護カバーを点検・修理	G III	
4	5号機	不活性ガス系の液体窒素蒸発器用温度調整弁の入口弁保護カバーアクリル窓に破損が認められたため、当該保護カバーを点検・修理	G III	
5	5号機	タービン建屋換気空調系非常用ディーゼル発電機（B）室天井排風機（3台）の基礎ボルト保護カバー接続部のコーキング樹脂が剥離し、ボルトの腐食（計5箇所）が認められたため、当該コーキング部及びボルトを点検・修理	G III	
6	5号機	タービン建屋換気空調系非常用ディーゼル発電機（A）室天井排風機（1台）の基礎ボルト保護カバー接続部のコーキング樹脂が剥離し、ボルトの腐食（1箇所）が認められたため、当該コーキング部及びボルトを点検・修理	G III	
7	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）最小流量調整弁設置場所付近の昇降用梯子の背かご溶接部の外れが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
8	6号機	所内ボイラ設備給水ドレンタンクのレベル低を示す警報が発生したため、原因調査及び対応検討	G III	
9	6号機	廃棄物処理建屋地下2階の濃縮廃液貯蔵タンク（A・B）及び廃液濃縮器（A・B）用サンプリングシンク下流側排水配管の接続フランジ部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
10	6号機	所内ボイラーのバーナーに詰まりが認められたため、当該バーナーを点検・清掃	G III	
11	集中環境施設	高圧圧縮設備用油圧装置の油レベル計下部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	